

令和4年3月8日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和4年3月8日（火）
午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：色見総合センター 大会議室

3、出席委員

1番	谷川 春水	2番	高崎 堅誌	3番	首藤 光一
4番	檜木野 繁英	5番	色見 隆夫	6番	工藤 進二
7番	矢津田 勇次	8番	岡本 房雄	9番	三森 一男
10番	甲斐 正一	11番	城井 若生	12番	
13番		14番	山村 珠美		

4、欠席委員 12番 三森 伸治、 13番 吉良山 友二

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第3 農地法第18条の規定による小作解約について

【合意解約・中間管理】

第4 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第5 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件

第6 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用
集積計画（案）の承認について【中間管理】

6、農業委員会事務局職員

局長 高崎 康誌

係長

係 後藤 健一

事務局 皆さん、こんにちは。お忙しい中、また年度末の慌ただしい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。
ただ今から令和3年度第12回高森町農業委員会総会を開催したいと思いをします。
次第に則り、進めたいと思いをします。
まず開会ですが、高森町農業委員会定数14名中12名が出席されておられますので、高森町農業委員会会議規則第6条の規定により、過半数以上の出席がありましたので、総会が成立しますことを御報告いたします。
続きまして、2番の会長挨拶です。会長、お願いします。

会長 皆さん、こんにちは。
今回が今期最後の総会となりました。気を抜かずに協議をしていただきたいと思っております。
大分春らしくなりまして、忙しくなりました。
つい先日、色見のほうで野焼きの失火があって大変だったというようなことも聞いておりますし、まだ野焼きも途中で、事故が起こらないように注意をしながら農作業をしなければいけないのかなと思っております。
ちょっとかいつまんで申し上げますと、3年間農業委員会としていろいろありましたけれども、無断の転用だとか、あるいは新しく出てきた営農型のソーラーシステムの申請に対する対応とか、いろいろたくさんありました。
しかし、皆さん方の御協力によりまして、大過なくと言っていいかどうかわかりませんが、何となくスムーズに3年間が終えられたかなと思っております。
これも皆さん方の御協力の賜だと感謝をしております。
ありがとうございました。
今日も案件がございますので、ひとつよろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
続きまして、3番、議事に入りたいと思いをします。
高森町農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、ただ今から農業委員会総会の審議に入らせていただきますけれども、議第49号、議事録署名委員の指名に関する件ということで、よろしく願いいたします。

「議第49号」

事務局 議第49号、高森町農業委員会会議規則第13条第2項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。

本委員会の決定に附する。

令和4年3月8日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。議事録署名委員の指名に関する件、いかがいたしましょうか。

(複数委員) 議長一任。

議長 はい。一任ということでございますので、本日は8番委員さん、9番委員さん、よろしく願いいたします。

続きまして「報告第13号」

事務局 報告第13号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和4年3月8日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 はい。報告の案件でございます。これは事務局から説明をいたします。

事務局 皆さん、こんにちは。お世話になります。

報告第13号の案件につきまして、御説明を申し上げます。

全て、相続による届出でございます。

まず、1番案件でございますが、相続人、それから被相続人は、記載のとおりでございます。全部で5筆の届出がっております。届出日は、令和4年1月26日、令和3年10月25日法務局受付となっております。農地を相続し、斡旋希望はありません。

2番です。相続人、被相続人は、記載のとおりでございます。令和4年1月29日の届出、令和3年12月9日法務局受付となっております。農地を相続し、現在は第三者に貸し付けているということです。斡旋希望はありません。

3番目です。相続人、被相続人は、記載のとおりです。全部で15筆ございます。令和4年2月2日届出、令和3年12月8日に法務局受付となっております。農地を相続し、斡旋希望はありません。

続きまして、5ページをお開きください。

4番に移ります。相続人、被相続人は、記載のとおりでございます。届出日は、令和4年2月5日、相続は令和3年11月30日法務局受付となっております。1筆です。現況地目が住宅用地となっております。この農地は、5条許可済の農地を相続されておりますが、宅地への地目変更が未登記の土地です。

5番目は、相続人、被相続人は、記載のとおりです。この相続人は、2名儀の共有地でございます。2分の1ずつ権利を所有し、被相続人さんの持ち分を相続人が相続されたということでございます。斡旋希望はありません。届出日は令和4年2月18日、令和3年12月16日に法務局受付となっております。

以上で、終わります。

議長 はい。ありがとうございました。

報告第13号につきましては、何か御意見ございますか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、承認することといたします。

続きまして、「**報告第14号**」

事務局から説明をいたします。

事務局 報告第14号、農地法第18条の規定による小作解約について【合意解約】、【中間管理】です。

別紙のとおり本委員会に報告する。

令和4年3月8日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議長 事務局より説明をしていただきます。

事務局 報告第14号、農地法第18条審議資料です。

本農地は、農業公社を通して賃貸借契約をされていた土地でございます。

今回、賃貸借契約を合意解約して、新たに公社と使用貸借権の設定を行う予定となっております。

この使用貸借権の設定につきましては、議事の一番最後、農地利用集積計画で提案したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

まず1番ですが、貸出人はここに記載のとおりです。
借受人は熊本県農業公社です。
4筆ございまして、双方の合意解約です。

2番目は、貸出人は記載のとおりでございます。
借受人は農業公社です。これは1筆です。
双方合意の解約ということです。
先ほどと同じ理由で、公社との賃貸借契約を合意解約し、新たに公社と使用貸借権の設定を行うものでございます。
以上です。

議 長 報告第14号の説明をしていただきましたが、借り換えるとのこと。

賃貸借契約を解約し、使用貸借に借り換えるということと解釈していいかと思いますが、何かございますか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 そういうことで、意見はございませんので、このように報告のとおり承認をいたします。

続きまして、「議第50号」

事務局 議第50号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年3月8日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長 はい。これにつきましては、担当委員さんがいらっしゃいますので、よろしく願いいたします。

9番委員さん、よろしく願いします。

9番委員 議第50号、農地法第3条審議資料の1番。

この件に関しましては、まずこちらの資料を見てください。

補足資料を見ていただくとわかりますように、まずロール置き場をメインとして、残りの土地を牧草地にということでございました。よろしく願いします。

事務局 事務局から補足説明させていただきます。

譲渡人、譲受人、土地の所在地等は記載のとおりです。

当申請につきましては、全部事項証明書の中の記載の情報から農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要

件、地域との調和要件などの条件を満たしております。

以上のことから総合的に見て、本許可申請については許可相当として判断しております。

以上です。

議長 今、1番の説明をしていただきましたけれども、何か御意見ございますか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。関係書類等々も万全であるということで、規模を拡大するために譲り受けると、買い取るというようなことだそうでございますが、これでよろしゅうございますか。

(複数委員) はい。

議長 はい。それでは、1番につきましては、このように決定をいたします。

続きまして、番号2。番号2も9番委員さん、よろしく願います。

9番委員 続きまして、番号2、この件に関しましては、申請の農地が譲受者の自宅に隣接した土地になっております。

また、現在、譲受者が野菜を作っておられますので、そういうことで購入ということでございますので、よろしく願います。

事務局 事務局から補足説明させていただきます。

当要件につきましては、自宅横の農地の売買ということです。

申請書及び全部事項証明書などにより、記載の情報から農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などの条件を満たしております。

以上のことから総合的に見て、本許可申請につきましては許可相当であると判断しております。

以上です。

議長 はい。番号2につきまして、今説明をいただきましたが、何か御意見ございますか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、このように決定をいたします。

続きまして、「議第51号」

事務局 議第51号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する

件。

別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和4年3月8日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長

これにつきましても、担当委員さんから説明をいただきます。

1番委員さん、お願いいたします。

1番委員

議第51号、農地法第5条審議資料。

11ページとなります。補足資料は、18ページから20ページです。

転用理由、高森町営住宅に住んでおり、手狭のため土地を求め、住宅を建設したい。また、木材運搬業を営んでおり、全長11mのトラックを駐車するスペースも必要であるということです。

前々回に可決された案件ですけど、補足説明をお願いします。

事務局

事務局から補足説明をさせていただきます。

本案件につきましては、1月に一度、5条許可申請が上がった件ですが、その後、本人から、2人持ちの共有名で、再申請したいという申し出がありましたので、一旦取り下げて、今回こういった形で申請を受け付けることになりました。

土地の所在地、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

許可申請書には、事業計画書、位置図、見取図、配水計画図などが添付されており、その内容から一般基準について、事務局は申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性、周囲の面積などに係る営農条件への支障の有無について、適当または確実であると判断しております。

申請地は、既存の集落に接しており、染み出し的に広がる第1種農地の周辺部にある農地であることから、立地基準については問題がないと判断しております。

以上です。

議 長

はい。委員さんと事務局から御説明がございました。

私も、これは前回か前々回か見たような気がするなと思って見ておりましたところ、2人で今度は、再度申請を出されたというようなことですので、一回審議は通っておりますが、何か御意見ございますか。

これは2人でないと駄目だということで、申請を上げてこられたという、そこが変わっただけで、内容については全然変わっておりませんので、いかがでしょう。何かありますか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。ないということですので、議第51号につきましては、このように決定をいたします。
続きまして、「議第52号」

事 務 局 議第52号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(案)の承認について。【中間管理】
別紙のとおり本委員会の決定に附する。
令和4年3月8日提出、高森町農業委員会会長 城井若生。

議 長 議第52号につきましては、基盤強化促進法に基づく利用集積計画でございますので、事務局から説明をしていただきます。

事 務 局 事務局より説明をさせていただきます。
1番、それから2番とも、以前は賃貸借契約をお一人の方と結んでおられまして、10年間の契約がございましたが、5年間をもって借主が土地を返還されました。
そういうことで、その後、次の耕作者を探していたところ、なかなか耕作者が見つかりませんでした。
昨年の年末にかけて、何とかしなければ耕作放棄地につながるということで、地元農業委員さんにも御協力いただきながら、公社と相談して、南阿蘇村にお住まいの新規就業者の方がぜひ借りたいというような御希望がありまして、急遽、その条件についてすり合わせましたところ、まだ新規就農なので使用貸借をさせていただけないかということで御相談がありました。
貸出者の方についても、このままにしていると自分の農地が荒れていくので、維持管理してきれいにしてもらえれば、とりあえず使用貸借でもいいですと、お返事をいただきましたので、今回、賃貸借契約の解約し、新たに5年間、農業公社に対して無料で貸し出す、使用貸借契約を結ぶということでございます。
1番、2番とも、利用権の設定をする人は、土地の所有者の方でございます。
場所等につきましては、資料の22ページをお開けいただくとよくわかると思います。
22ページ、全部で5筆ございます。
それから、23ページが1筆ございます。
令和4年5月1日から令和9年4月30日まで使用貸借契約を結ぶということでございます。
以上です。

議長 はい。ありがとうございました。

この航空写真を見てもみますと、1番の方の持ち分の中に2番の方の農地が囲まれているというふうに見ておりますが。

何か御意見はございませんか。ありませんか。

(複数委員) ありません。

議長 はい。ないということでございますので、このように決定をいたします。

皆さんの御協力によりまして、本年度というか、今期最後の総会も無事に終わることができました。

これをもちまして、12回の総会を閉じさせていただきます。

お疲れさまでした。